

大
館
市

農業委員会 だより

第68号

平成31年2月1日発行



農業委員
農地利用最適化推進委員
活動中!

写真上: 水稻作柄調査

写真右: 農地パトロール出発式



平成から将来への取り組み



大館市農業委員会

会長 糸屋 由衛門

皆様には、日頃より農業委員会活動にご理解を頂き、深く感謝申し上げます。

昨年は、北海道東部地震や西日本の大雨等、大規模な自然災害が発生し、被災者並びに被災地に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げ、早期の復興を心から願うものです。

さて、今年は5月に平成から新年号に移行する節目の年ではありますが、「TPP11」などの国際貿易の新たな枠組みへの参加による農業環境の変化が予想される中、農業従事者の減少・高齢化による担い手不足は極めて深刻な問題であります。

農業委員会は、担い手への農地集積や遊休農地解消への取り組み、新規就農者支援を行うため、農業者の意見を聞き、地域の意向を取りまとめる等、世話役・相談役としてその役割を担うものであります。

については、今年中に市内全農家を対象とした「地域農業の将来に関する調査」を実施して、地域ごとに予想される今後の農地の貸し借りの動向・課題を把握することにより、各地域の担い手への農地集積や発生が予想される遊休農地対策に活かすと共に、「人・農地プラン」など、市の農業政策にも調査結果を反映させてまいりたいと考えております。

農業者の公的代表機関として農業の持続的発展のため、公正性・中立性をもって諸問題に取り組み、努力してまいりますので、農家の皆さまには、ご面倒をおかけすると存じますが主旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

市町村 農業委員会 地区別研修会

農地利用の最適化を推進するため、大館市では農業委員会全体での情報共有会議を開催し、地域ごとの課題を共有する取り組みを行っています。

この取り組みが評価され、昨年7月31日に開催された中央地区農業委員会研修会（秋田市）において、大館市の農地利用最適化活動の実践事例発表を行いました。

研修会には、糸屋会長と畠山秀義農地利用最適化推進委員が出席し、それぞれの立場から現場で



の成果と課題、今後の活動に対する改善点を発表しました。

各市町村とも新体制に移行し、農業委員会の必須業務となった農地利用の最適化活動においては試行錯誤している様子で、各市町村とも取り組みに相違があっても、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携が大切であり、現場での活動を強化することが必要であることを再認識しました。

水稲作柄調査

今年度の水稲作柄調査は昨年9月7日、委員33人が参加し、達子、大茂内、山田、板沢、小館花の市内5カ所の圃場で行われました。

調査終了後は比内総合支所で調査検討会を開催し、北秋田地域振興局からの生育状況の報告では、6月の日照不足による生育が心配されましたが、夏場が暑かったことで一定程度回復できました。

しかし、稲穂に付く粒

数は多く感じますが、莖数は少ない状況で粒数は不足きみと説明を受け、稲刈り適期は圃場をよく観察して判断してほしいとのことでした。

調査した圃場の生育状況も、田植の時期によって生育が遅れている場所もあり、7月中旬以降、高温多照が続いたことから、順調に生育していくとし「平年並み」と判断されましたが、地区や圃場によって作柄にバラツキがあり、総合的に「やや不良」となったことについて、改めて米作りの難しさを感じさせられた結果となりました。



農地パトロールを実施

遊休農地の実態把握と違反転用の防止などを目的に昨年9月7日、比内総合支所において農地パトロール推進会議と出発式を行い、調査期間を9月7日から10月5日までとして、各地域において集中的に農地の利用状況調査を行いました。

また、調査結果については、11月27日に農地パトロール報告・検討会を開催し、遊休農地、または遊休農地の恐れがある農地と判断された農地の所有者へは「農用地利用意向調査」を実施して、意向に沿った形で農地の有効利用を推進していきます。

近年、農業情勢が著しく変化していく中で課題を整理するとともに、今後とも遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に努めていきます。



(農地パトロール報告・検討会)



(農地パトロール推進会議)

大館市賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における、賃借料水準（10aあたり）は次のとおりとなっていますので、貸借の際の参考としてください。

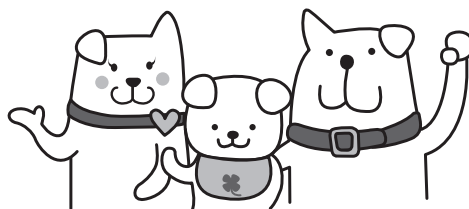
【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
大館	9,910円	13,600円	5,000円	520
釈迦内	10,192円	12,800円	6,400円	353
長木	9,015円	13,000円	6,000円	212
上川沿	7,716円	10,000円	5,000円	141
下川沿	13,865円	20,000円	6,400円	148
真中	10,992円	15,000円	5,000円	293
二井田	10,317円	17,000円	3,288円	440
十二所	5,351円	10,000円	3,000円	663
花矢	7,470円	12,800円	3,000円	289
比内地域	9,690円	16,000円	3,273円	876
田代地域	9,277円	14,747円	3,210円	675
(参考)市全域平均	9,115円	—	—	4,610

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	6,037円	10,880円	2,123円	90

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵（60kg）当たり12,800円で算定しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数値です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。



農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ
購読料：月700円（送料とも）
お申し込みは農業委員会事務局まで

手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項 目	内 容
要 件	• 借り受ける方の耕作面積が10a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手 続 き	手続きには、次の書類等が必要です。 • 土地の全部事項証明書(法務局で入手してください。) • 貸し人の印鑑証明書、実印 • 借り人の住民票抄本、認印
契約期間	• 期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃 借 料	• 賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	• 許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項 目	内 容
要 件	• 借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が2.6ha以上(新規借入分を含む。) } であることが必要です。
手 続 き	• 両者の印鑑(認印)のみで手続きできます。
契約について	• 農地は期間満了と同時に返却されます。 • 再契約すれば継続できます。
賃 借 料	• 賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	• 公告日から効力が発生します。

(3) 農地中間管理機構による貸借

項 目	内 容
事業概要	• この事業は、農地を貸したい方から「農地中間管理機構」が農地を借り入れ、公募に応募し公表された借り手農家に、まとまった農地を貸し付けます。
手 続 き	• 農地を貸したい方は、貸し付け希望農地の固定資産税明細書等をお持ちのうえ、農業委員会へご相談ください。随時受け付けています。 • 農地を借りたい方は、公募する「応募者リスト」に掲載されている必要があります。応募方法は、大館市農林課へご相談ください。
契約について	• 農地中間管理機構に10年以上貸し付け、農地中間管理機構から借り手に貸し付けます。 • 農地は期間満了と同時に返却されます。 • 再契約すれば継続できます。
賃 借 料	• 賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	• 公告日から効力が発生します。

こんなときは…

農地を転用したい

たとえば…

- 農地に住宅を建てたい
- 農地に工場を建設したい
- 農地を駐車場にしたい

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に市長の許可（その面積が2haを超える場合には県知事の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に
売渡し、あるいは貸し付けるなど権利の移転、
設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項 目	内 容
要 件	・ 買い受ける方の耕作面積が10a以上（新規買入分を含む。）であることが必要です。
手 続 き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・ 土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・ 売渡人の印鑑証明書、実印 ・ 買受人の住民票抄本、認印

「国民年金」プラス「農業者年金」で安心な将来を！

**農業者のみなさん、
老後の備えは万全ですか？**

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませんか。

◎少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。

◎保険料は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

◎終身で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に八十八歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

◎公的年金ならではの税制上の優遇があります

◎担い手には政策支援（国庫補助）があります

若い農業者のみなさんへ

**政策支援加入（保険料の国庫補助）で
老後の安心を！**

**保険料の負担が大きいという方は、政策支援
加入で、保険料の国庫補助が受けられます。**



◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要 条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者		—

※ 国庫補助額の割合は月額2万円に対する割合です。

※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。



◆農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額の試算～◆

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。
受取総額は65歳までの農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

年金を受給するには？

- ①年金は、国庫補助分を除いた本人負担分についての年金（**農業者老齢年金**）は、65歳から受給できます。60歳からの繰上げもできます。
- ②国庫補助分についての年金（**特例付加年金**）を受給するためには、60歳までに、保険料納付を20年以上（※）行った上で、後継者又は第三者に「**経営継承**」することが必要です。

※保険料納付済み期間には、農業者年金加入者が一定期間厚生年金に加入していた等のいわゆる「カラ期間」を含みます。

お問い合わせ

独立行政法人農業者年金基金
Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

農業者年金へのご加入については、
農業委員会へご相談ください。(電話: 43-7129)